

	御意見の要旨	法務省の考え方
在留カードの記載事項（一般）について		
1	<p>在留カードの記載事項について、カード印刷されるもの、裏面等に手書きで記載されるもの、ICチップに記載されるものは、それぞれどのようなものか。</p> <p>また、記載事項に変更がある毎に在留カードの再発行を要するとなると不経済ではないか。</p>	<p>住居地を変更した場合における新住居地のほか、在留期間更新許可申請等があったこと、及び資格外活動許可をしたことについては、在留カードの裏面に記載することを予定しています。一方、これら以外の記載事項については、在留カードの表面に印刷することを予定しています。また、ICチップに記録する事項は、在留カードの券面に表示される事項の全部又はその一部となります（意見募集の際の資料「在留カード及び特別永住者証明書の仕様について」（以下、引用する際は「仕様について」とします。）2（2）イ（イ））。</p> <p>また、氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があった場合の届出の際は在留カードが新たに交付されますが、これらの事項はそもそも変更される頻度は低いものと考えられます。住居地を変更したときは、既に所持している在留カードに新住居地を記載しますので、新たな在留カードは交付されません。</p> <p>なお、在留カードは、これまでの証印（シール）に代わる許可証としての性格を有するものであり、在留期間更新許可等の際に新たな在留カードが交付されることとなります。</p>
2	<p>所属機関、在学機関の変更の届出、離婚、死別については、カード本体には記載しないと理解でよいか。</p>	<p>今回、お示しした案のとおり、現在のところ所属機関や離婚等に係る事項を在留カードに表示することは考えておりません。在留カードの表示事項については、個人情報保護の要請等にかんがみ必要最小限に絞られるべきことや、在留カードの提示により即時的に把握することが必要な情報等の観点から、検討していくことを予定しています。</p>
3	<p>在留カードの記載事項は、現行の外国人登録証明書の記載事項を踏まえ、再度、検討すべきであり、広く国民の意見を問う機会をも</p>	<p>在留カードには、入管法で規定されているもののほか、法務省令で定める事項を記載することとされています（入管法第19条の</p>

	<p>うけるべきである。</p>	<p>4)。在留カードの表示事項については、個人情報保護の要請等にかんがみ必要最小限に絞られるべきことや、在留カードの提示により即時的に把握することが必要な情報等の観点から、検討していくことを予定しています。</p> <p>なお、新たな在留管理制度の下で法務大臣が継続的に把握する情報は、公正な在留管理に必要なものに限られ、基本的に、住民行政サービスに必要な情報は、新たな在留管理制度の導入と同時期に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により整備されることとなる外国人に係る住民基本台帳制度において保有されることとなります。</p> <p>また、在留カード・特別永住者証明書の記載事項を含めた仕様自体については、行政手続法が規定するパブリックコメント手続の対象ではありませんが、今回、同手続に沿って意見を募集したものです。</p>
4	<p>在留カードの記載事項に変更があったとして届け出た場合、新たに在留カードを交付するのか、あるいは既に交付されているカードの裏面に追記するのか、また、カード内に変更事項は書き込まれないのか。</p>	<p>在留カードの記載事項に変更があった場合については、それが、住居地以外の記載事項の変更である場合は新たな在留カードが交付されますが（入管法第19条の10第2項）、住居地の変更の場合については新たな在留カードは交付されず、既に所持している在留カードに新住居地が記載されます（入管法第19条の9第2項が準用する第19条の7第2項）。この記載の方法については、在留カードの裏面に住居地の記載欄を設け、同欄に新住居地を追記する方法によることを考えています。</p>
<p>在留カードの記載事項（住居地）について</p>		
5	<p>上陸許可時に交付される在留カードには「住居地」の記載がなく、転入届出時に裏面に追記されるのか、また、住民票作成後に交付される在留カードは表面に「住居地」の記載があるとの認識でよいか。特別永住者証明書についてはどうか。</p> <p>金融機関の本人確認時において、上陸許可時に交付された在留カードで裏面に「住居地」の記載がない場合には本人確認書類として無効であることを確認したい。</p>	<p>上陸許可時に交付される在留カードには住居地の記載はありません。当該中長期在留者の方が、住居地を定めて市区町村に届け出た際に在留カードに住居地が記載されます（入管法第19条の7）。また、その記載の方法としては、在留カードの裏面に記載することを予定しています（「仕様について」添付イメージ図）。</p> <p>在留カードへの住居地の表記に関し、（現時点での仕様案を前提として）新規に上陸し</p>

		<p>た中長期在留者の方の場合を例とすると、住居地を定めた日から14日以内に住居地の届出をする必要があります(入管法第19条の7)、住居地を定めることにより当該市区町村において住民票が作成され、在留カードの裏面に住居地の記載がされるのが通常の流れとなります。一方、裏面に住居地の記載のある在留カードを毀損等した場合に再交付申請に基づき新たな在留カードの交付を受けたときや、既に住民票があり、日本国籍と外国籍の両方をお持ちの方が日本国籍を離脱して中長期在留者となって在留カードの交付を受ける等の場合には、在留カードの表面に住居地が記載されることとなります。</p> <p>また、在留カード・特別永住者証明書の本人確認書類としての有効性については、本人確認の義務を課している各法令の規定に従って判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、上陸許可時に在留カードを交付することができない場合には、当該中長期在留者の旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がなされ、市区町村において、当該旅券を提示して住居地の届出をすることとなります。この場合、表面に住居地が記載された在留カードを後日交付する予定です。</p>
6	<p>在留カード(裏面)の住居地記載欄を増やすべきである。</p>	<p>住居地記載欄(追記欄)については、住居地に係る届出の運用に支障を来さないよう、追記欄の行数や追記欄の余白がなくなった場合の対応について検討を進めています。</p>
<p>在留カードの記載事項(「申請中」の記載)について</p>		
7	<p>在留カードに在留期間更新の申請中である旨を記載することに関し、申請取次ぎによる申請の場合、申請取次ぎ者が、申請人の旅券と在留カードの両方を預かることは、一時的ではあるが、申請人は身分を証明する書類を持たなくなり、その地位を不安定にさせるほか、取次ぎ者が管理する貴重品が増えて事務が煩雑になる。申請取次ぎによる申請時は旅券のみを持参する取扱いにすべきではないか。</p>	<p>在留カードの記載事項に関し、在留期間更新許可申請等を行った場合に在留カードに申請中である旨の記載をすることについて、本人が出頭して在留関係の申請を行う場合と、申請取次ぎによる申請の場合とで、提出資料を区別することは想定しておりませんが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、受理の手続は、現行どおり申請当日に終えることを想定しています。</p>

8	<p>在留カード（案）の裏面に「申請中」の旨の記載をすとしてしているが、この記載をする法的根拠は何か。</p>	<p>在留カードに表示する事項は、入管法第19条の4第1項で定めているもののほか、同条第4項において、法務省令で定める事項についても表示できるとされており、仮に、今回の案のように申請中の表示をする場合は、同項に基づき、法務省令において申請中の表示をする旨を定めることとなります。</p>
9	<p>「申請中」との記載は、申請での「受理」をも意味するのか。</p>	<p>今回の在留カードの仕様案は、申請を受理した際に、申請中である旨を在留カードに記載することを想定したものです。</p>
10	<p>改正入管法附則第13条による在留カードの申請を行った場合、現行の外国人登録証明書の裏面に「申請中」と記載するとの理解でよいか。</p>	<p>改正入管法附則第13条の規定は、外国人登録をしており、同法の施行の際において中長期在留者として在留する予定の方が、同法の施行日の6月前から施行日の前日までの間、事前に在留カードの交付の申請をすることができることを規定したものであり、この申請があったことについて、外国人登録証明書に表示をしないことを含め検討を進めています。</p> <p>なお、在留カードに表示することを予定しているのは、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請があった旨です。</p>
<p>在留カード・特別永住者証明書の記載事項（通称名）について</p>		
11	<p>通称名を在留カード・特別永住者証明書に記載すべきである。</p>	<p>新たな在留管理制度・特別永住者制度の下で法務大臣が継続的に把握する情報は、公正な在留管理に必要なものに限られますが、通称名は在留管理に必要な情報ではないことや、基本的に、住民行政サービスに必要な情報は、新たな在留管理制度の導入と同時期に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により整備されることとなる外国人に係る住民基本台帳制度において保有されることとなること等を考慮し、法務省において通称名の管理（在留カード等への記載を含む。）をしないことを予定しているものです。</p> <p>なお、当省は住民票又は住民基本台帳カードを所管するものではありませんが、通称名については、新制度における住民票の備考欄で扱われることになるものと承知しています。</p>

在留カード・特別永住者証明書の偽変造対策について

12	<p>行政書士も、在留カードの偽造変造等の確認を可能とするよう要請する。</p>	<p>在留カード・特別永住者証明書に内蔵するＩＣチップについて、その読み出しに係る仕様を公開することを予定しています。また、在留カード・特別永住者証明書の失効情報についてWebページでどなたでも確認できるようにすることを検討しています（「仕様について」２（２）エ）。</p>
13	<p>Webページでの失効情報の確認について、他の省庁が他の証明書で同様の行為を行えるようになった場合、発行所管単位でWebページを確認すること等が必要になることから、所管省庁をまたいだシステム構築の可能性も念頭に入れて本件を進めていただきたい。</p>	<p>今後、他の公的機関が発行する身分証明書について、将来的に本件と同様の機能が提供された場合には、御指摘にある利用者の利便性の観点について、検討の際の参考にさせていただきます。</p>

その他の御意見等

14	<p>在留期間更新許可等の際の在留カードの交付に当たっては、旧カードからの写真の再利用、発行手数料の抑制等の申請者の負担軽減の配慮を行っていただきたい。</p>	<p>在留カードは、その交付を受けた外国人の方が、在留資格をもって我が国に適法に中長期間在留する者であることを法務大臣が証明するものであり、かつ、写真付きの身分証明書として種々の本人確認の場面で利用されることが想定される（「仕様について」２（２）エ）ことから、同カード上には発行時における最新の写真を表示する必要があると考えています。なお、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>在留カード・特別永住者証明書の見本や記載事項について、記載サンプルを掲載した上で解説を作成しHPやリーフレットに掲載していただきたい。</p>	<p>新たな在留管理制度に円滑に移行できるよう広報活動を行っていく予定であり、頂いた御意見についても今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>新たな在留管理制度の導入時に、現行の申請取次制度は引き継がれるのか。 また、新たな在留管理制度導入後の申請・届出の窓口は現行の外国人登録制度における市区町村ではなく地方入国管理局となり申請・届出の窓口数が激減するので、申請取次制度が縮小ないし廃止されると、利便性の低下</p>	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。 なお、改正入管法上の申請・届出の方法や代理・申請取次ぎの範囲については、現行の運用を踏まえて、今後、検討していくこととなります。</p>

	を招くのではないか。	
17	現行法令で申請取次ぎを認められている行政書士等は、改正入管法施行後は各種手続の取次ぎが認められないとの理解でよいか、	
18	新たな在留管理制度の導入後は、新たな取次制度の構築を要望する。現行の取次制度を移行させるとともに、本人出頭日の予約申出などが行えるようにすべきである。	
19	現行制度での申請取次者を、新たな在留管理制度の導入後においても配置することは入管行政の円滑な実施に資するものであり、また、新たな在留管理制度への移行時期の混乱を未然に防止でき、新法の周知徹底に寄与できうる。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>なお、改正入管法上の申請・届出の方法や代理・申請取次ぎの範囲については、現行の運用を踏まえて、今後、検討していくこととなります。また、新たな在留管理制度に円滑に移行できるよう、広報活動を行っていく予定です。</p>
20	新たな在留管理制度導入後の申請取次制度では、「届出済証明書」の交付を廃止すべきである。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
21	電子届出システムが導入された場合でも、（在留カードの書換えのためには）入国管理局に出頭する必要があるのとの理解でよいか。電子届出システムは、単に出頭日時を予約するシステムに類似すると理解でよいか。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>なお、改正入管法上の申請・届出の方法や代理・申請取次ぎの範囲については、現行の運用を踏まえて、今後、検討していくこととなります。</p>
22	6月に実施した「電子届出システムの利用意向に関するアンケート」の結果を開示していただきたい。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>なお、6月に実施したアンケートの結果も踏まえ、電子届出システムについて、今後、検討していくこととなります。</p>
23	本年3月に改定された「出入国管理業務の業務・システムの最適化計画」によると、平	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募</p>

	<p>成25年までにネットによる出頭日時予約システムを検討するとあるが、できるだけ実施時期を早めるよう要請する。</p>	<p>集するものです。      頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>在留カードに記載されない事項でも、本人が出頭して届け出る必要があるのか。在留カードは、即日”受理”交付となるとの理解でよいか。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。      なお、所属機関（勤務先や留学先）の変更、配偶者との離婚や死別が生じたときの届出（入管法第19条の16）に関し、その方法や代理の範囲については、今後、検討していくこととなります。また、在留カードに記載されない事項について変更があった場合、そのことのみでは、在留カードが新たに交付されることはありません。</p>